

平成二十一年一月十九日提出  
質問 第三三三号

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する質問主意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一七〇第三四七号）並びに「政府答弁書二」（内閣衆質一七〇第三四八号）を踏まえ、質問する。

一 昨年九月四日、我が国が抱える領土問題の一つである北方領土問題の解決を図るための活動の一環として、谷崎泰明外務省欧州局長が北海道根室市を訪問し、北方領土を納沙布岬から視察すると共に、長谷川俊輔市長、元島民らと意見交換等をしている。右の谷崎局長による根室市訪問と同趣旨の、外務省職員はじめもう一つの我が国の領土問題である竹島問題の解決を担当する政府職員による、隠岐の島町等、竹島問題と密接な関係を持つ地方自治体への訪問はなされたことがあるかとの問いに対し、「政府答弁書一」では「お尋ねについて、確定的かつ網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、平成十五年十一月、外務省職員が島根県隠岐郡西郷町（当時）を訪問し、竹島・北方領土返還要求運動島根大会に出席した事例がある。」との答弁がなされているが、右の平成十五年十一月に開催された竹島・北方領土返還要求運動島根大会（以下、「大会」という。）に出席した外務省職員の当時の官職氏名を明らかにされた

二 一の職員は「大会」出席に際して挨拶をしたか。したのならば、どのような内容の挨拶をしたか、そしてその内容は外務省において誰が起案したのか明らかにされたい。

三 一の職員以外に「大会」に出席した政府職員はいるか。

四 「大会」当日、当時の川口順子外務大臣、小泉純一郎内閣総理大臣より祝電、メッセージは送られたか。送られたのなら、その具体的内容を明らかにされたい。

五 どのような経緯によって外務省は「大会」に職員を出席させたのか。「大会」の主催者側から案内を受けたのか。

六 例えば昨年三月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第一一五号）によると、昨年二月二十二日、「竹島の日」に島根県が主催して行われた記念式典には、政府として職員を参加させる等の関与を何もしていないことが明らかにされている。「大会」には外務省職員を出席させているのに、今年の記念式典にはどの政府職員も出席させないと、政府の対応がかくも異なる理由は何か説明されたい。

七 昨年十一月二十二日、佐藤勉内閣府沖縄北方担当大臣が北方領土視察のため根室市を訪問したことに関し、竹島問題についても、右の佐藤大臣による北方領土視察の様に、我が国の国務大臣による竹島の視察

(以下、「視察」という。)はこれまで行われたことがあるかとの問いに対し、「政府答弁書一」で政府は「御指摘の視察がこれまで行われたことがあるかについてお答えすることは困難である旨をお答えしたものである。」と、「視察」がこれまで行われたかどうかはわからない旨の答弁をしている。一般に、国務大臣が行う公務に関しては全て記録が残されることに鑑みれば、「視察」がこれまでであったか否かを明らかにすることは、例えその量が多くとも、過去の国務大臣の日程を見れば可能なことであると思料する。なぜ政府は右の様な答弁をするのか、その真意を説明されたい。

八 昨年十一月二十日に内閣府より「北方領土問題に関する特別世論調査」の結果が公表されたが、政府は「政府答弁書二」を含むこれまでの答弁書で、「政府において確認した範囲では、『北方領土問題に関する特別世論調査』と同様の世論調査を行ったことはない」と、竹島問題については政府として世論調査を行っていないことが明らかにされている。しかし、なぜ政府として竹島問題についての世論調査を行わないのか、その理由を再三問うているが、政府は一切明らかにしようとしなない。政府として、北方領土問題については世論調査を過去に行っている一方で、竹島問題については世論調査を行わない理由は一体何なのか、再度質問する。

九 八で、政府として北方領土問題については世論調査を過去に行っている一方で、竹島問題については世論調査をしない理由を国民に明らかにできない事情があるのなら、その旨答弁されたい。

十 政府として、今後竹島問題についての世論調査を行う考えはあるか。  
右質問する。